4　新令第四十八条の七第四項（新令第七条の十五の十四第四号に係る部分に限る。）の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が平成二十六年四月一日以後に支払う地方税法第三百十四条の二第一項第五号の三に規定する地震保険料について適用し、市町村民税の所得割の納税義務者が同日前に支払った同号に規定する地震保険料については、なお従前の例による。

5　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に開始する最初の事業年度又は連結事業年度に係る法人の市町村民税についての新令第四十八条の十及び第四十八条の十の三において準用する新令第八条の六の規定の適用については、同条第一項中「六を乗じて」とあるのは、「四・七を乗じて」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第七条　別段の定めがあるものを除き、新令の規定中固定資産税に関する部分は、平成二十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2　新令第四十九条の十五第二項第十号の規定は、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日（当該施行の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（事業所税に関する経過措置）

第八条　新令第五十六条の二十六の五の規定は、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び同日の属する年以後の年分の個人の事業（同日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用する。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第九条　新令の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成二十六年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十五年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（法人の都民税に関する経過措置）

第十条　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に開始する最初の事業年度又は連結事業年度に係る法人の都民税についての新令第八条の六（新令第八条の八において準用する場合並びに新令第五十七条の二において準用する新令第四十八条の十及び第四十八条の十の三において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、新令第八条の六第一項中「六を乗じて」とあるのは、「三・八を乗じて」とする。

（予算決算及び会計令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の適用に関する経過措置）

第十一条　平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度における予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）附則第九条の二の規定の適用については、同条中「十三分の十一」とあるのは、「九分の七」とする。

2　平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度における国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第四条の二第七項の規定の適用については、同項中「十三分の二」とあるのは、「九分の二」とする。

（地方税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第十二条　地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百七十三号）の一部を次のように改正する。

第九条の七の改正規定中「第九条の七第四項ただし書中「あん分して」を「按分して」に改め、同条第六項」を「第九条の七第八項」に、「同条第十五項」を「同条第十七項」に改め、「改め、同条第二十六項中「あん分して」を「按分して」に」を削る。

第九条の十六の改正規定中「同令」に」の下に「、「規定するものとする」を「規定するものとし、特定配当等のうち同法第四十一条の十二の二第一項第二号に規定する国外割引債の償還金に係る差益金額に係るものについては同令第二十六条の十七第四項に規定するものとする」に」を加える。

第三十五条の十九第一項の改正規定及び第四十八条の十三の改正規定を削る。

第五十七条の二の改正規定中「削り、「あん分して」を「按分して」に改める」を「削る」に改める。

附則第二十三条の改正規定を次のように改める。

附則第二十三条第二項を削り、同条第三項各号列記以外の部分中「附則第四十一条第八項」を「附則第四十一条第七項」に改め、同項第一号中「附則第四十一条第八項に規定する移行一般社団法人等」を「附則第四十一条第七項に規定する整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第百二十一条第一項において読み替えて準用する整備法第百六条第一項の登記をしたもの（以下この号において「移行一般社団法人等」という。）に改め、同項を同条第二項とする。

総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十三号

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）の施行に伴い、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十二条第一項、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第三項及び第四項第一号並びに第五条の四第一項第一号、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第二条第五号及び第六号並びに第十一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第一条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第七条の四第一項を削り、同条第二項中「平成二十一年度」を「平成二十八年度」に改め、「第十四条第一項」と」の下に「、「ゴルフ場利用税交付金にあつては同項」とあるのは「同法附則第七条の三第二項に規定する百分の二十五の率を百分の十五とし、ゴルフ場利用税交付金にあつては同法第十四条第一項」と」を加え、「及び第七条の二第二項」を「、第七条の二第二項及び第七条の三第二項」に改め、同項を同条とする。

（地方財政法施行令の一部改正）

第二条　地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「並びに第八条」の下に「及び第二十二条」を加え、同項の表に次のように加える。

第二十二条	前年度	前々年度

附則第九条を削る。

附則第十条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「附則第十一条第二項及び第十四条」を「附則第十条第一項及び第十一条」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「附則第十一条第三項及び第十五条」を「附則第十条第二項及び第十二条」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「附則第十一条第三項及び第十六条」を「附則第十条第二項及び第十三条」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「平成二十六年度以後」を「平成二十八年度から平成二十八年度まで」に「附則第十六条」を「附則第十条第三項及び第十四条」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。